

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年8月9日（金）第28号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額の一部改正（※）  
（総務事務センター取扱い） 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額の一部改正（※）  
（総務事務センター取扱い） 2
- 保安林の指定予定の通知  
（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退  
（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）  
（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）  
（障害福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定  
（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定  
（高齢者生き生き推進課取扱い） 5
- 公共測量の実施（2件）  
（監理課取扱い） 5
- 公 告
- 令和元年度採石業務管理者試験公告  
（商工政策課取扱い） 5
- 開発行為に関する工事の完了公告（2件）  
（建築課取扱い） 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第268号

平成4年6月26日鹿児島県告示第1274号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、令和元年8月9日から施行する。

なお、改正後の告示の表20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の規定並びに同表25歳以上30歳未満の項から35歳以上40歳未満の項まで、45歳以上50歳未満の項から55歳以上60歳未満の項まで及び65歳以上70歳未満の項（いずれも最低限度額の部分に限る。）の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円

25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

**鹿児島県告示第269号**

平成8年7月10日鹿児島県告示第1093号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、令和元年8月9日から施行する。

なお、改正後の告示の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

表常時介護を要する状態の項中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

**鹿児島県告示第270号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町柏原字阿佐川5859番，5860番1，5860番2，5862番1，神子字百合口6592番1，6593番，6597番，6600番1，6603番，6604番，6606番から6609番まで，6611番1，6613番2，6614番1，6614番3，6615番1，6616番2，6616番4

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第271号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
あっぷる調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23番5号	令和元年 6月22日	精神通院医療
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25-17	令和元年 6月30日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ポポロ薬局	出水市平和町198-2	令和元年 8月1日	育成医療
株式会社中村五郎薬局	出水市明神町387番地	令和元年 8月1日	更生医療

## 鹿児島県告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
喜入ニコニコ薬局	鹿児島市喜入町6077番地11	令和元年 8月1日	精神通院医療
株式会社中村五郎薬局	出水市明神町387番地	令和元年 8月1日	精神通院医療
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25-17	令和元年 8月1日	精神通院医療
オリーブ薬局	曾於市末吉町上町四丁目2番地	令和元年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社F O R	鹿児島市鴨池二丁目19-2 高ビル209	訪問看護ステーションつばきケア	鹿児島市鴨池二丁目19-2 高ビル209	令和元年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
もみじ薬局	鹿児島市草牟田二丁目13番19号	令和元年 8月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局中山店	鹿児島市中山町2284番地	令和元年 8月1日	精神通院医療
タバタ薬局厚生市場店	鹿児島市西千石町13-11	令和元年 8月1日	精神通院医療
タバタ薬局吉野店	鹿児島市吉野一丁目44番17号	令和元年 8月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局川辺店	南九州市川辺町今田字南田285-1	令和元年 8月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局清藤店	日置市伊集院町清藤2006番地3	令和元年 8月1日	精神通院医療
ほんまち薬局	日置市吹上町中原2611-1	令和元年 8月1日	精神通院医療
タバタ薬局宮之城店	薩摩郡さつま町宮之城屋地1461番4	令和元年 8月1日	精神通院医療
よつば薬局	阿久根市本町75番3号	令和元年 8月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局溝辺店	霧島市溝辺町有川327番地4	令和元年 8月1日	精神通院医療
すずらん薬局	鹿屋市寿四丁目2番29号	令和元年 8月1日	精神通院医療
宮田薬局	垂水市本町61番地	令和元年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第276号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社キュアコネクト	鹿児島市谷山中央六丁目21番21号	訪問看護ステーションであて	鹿児島市谷山中央六丁目22番24号	令和元年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第277号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和元年8月9日

## 鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	株式会社みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	西 公郎	令和元年7月1日	訪問看護
障がい福祉ヘルパーステーションAsobu。鹿屋事業所	鹿屋市今坂町10111番17	合同会社楽園	鹿児島市明和二丁目33番1号	東 雄一郎	令和元年8月1日	訪問介護

## 鹿児島県告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和元年8月9日

## 鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	株式会社みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	西 公郎	令和元年7月1日	介護予防訪問看護

## 鹿児島県告示第279号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志布志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月9日

## 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和元年6月28日から令和2年3月19日まで
- 3 作業の地域 志布志市有明町伊崎田地内

## 鹿児島県告示第280号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月9日

## 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和元年7月16日から令和2年1月10日まで
- 3 作業の地域 和泊町国頭地内

## 公 告

## 令和元年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和元年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和元年8月9日

## 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の期日  
令和元年10月11日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）

3 試験科目

試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

8,000円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

ウ 試験手数料（8,000円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

令和元年8月28日（水）から同年9月27日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和元年9月27日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿屋市笠之原町7517番1, 7517番3, 7517番5, 7517番6, 7517番7, 7517番8, 7517番11, 7517番14, 7520番3, 7520番4, 7521番2, 7521番3, 7522番3及び7522番4

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 鹿屋市笠之原町7517番7の一部, 7517番11の一部及び7521番2の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿屋市白崎町1番1号  
鹿児島きもつき農業協同組合  
代表理事組合長 下小野田寛

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年8月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
指宿市十二町字外村62番，63番，64番1，64番2，65番，66番，67番2，68番1，68番2，69番1，69番2，69番3，71番1，71番2，71番3，72番1，72番2，65番地先里道，68番2地先水路の一部及び69番3地先水路
- 2 公共施設の種類，位置及び区域  
道路 指宿市十二町字外村62番の一部，64番1の一部，65番の一部，66番，68番1の一部，68番2の一部，69番1の一部，69番2の一部，69番3の一部，71番3の一部，72番1の一部，72番2の一部，65番地先里道の一部及び69番3地先水路の一部  
公園 指宿市十二町字外村68番2の一部，72番1の一部及び68番2地先水路の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
指宿市池田3146番地8  
川路豊